

宝くじ助成事業で整備しました

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進および地域文化への支援などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。この事業を活用して、次の団体がコミュニティ活動備品を整備しました。

○栄町自治会

太鼓・祭り半纏

整備した備品は、地区の行事などで活用されます。



問 政策推進課 本6階
TEL (23) 8793

大田原市婚活マスター募集

本市では、結婚を希望する独身男女の出会いから成婚に至るまでをボランティアで支援いただける方を「大田原市婚活マスター」として認定しています。

●認定要件：次のすべてに該当する方

- ① 市内在住で20歳以上の方
- ② 婚活マスター養成講座を受講した方

- ③ 婚活マスターの活動にあたり次のすべてを守る方
- ・ 独身男女の結婚支援について親身に対応すること。
- ・ ボランティアとして活動すること。

- ・ 地位や活動上知り得た情報などを利用し、宗教活動、政治活動、販売活動など結婚支援以外の活動を行わないこと。
- ・ 活動上知り得た個人情報の管理に十分留意すること。
- ・ 個人の人格を尊重し、差別的な取り扱いを一切行わないこと。
- ・ 自らの結婚を目的としないこと。

④ 次のいずれにも該当しない

方

- ・ 暴力団などの公序良俗に反する団体に属している、または暴力団員などと関係を有している方
- ・ 結婚紹介を業として行っている方
- ・ 市税などを滞納している方

●活動内容

- ① 独身男女の結婚に対する助言アドバイス
- ② 独身男女の出会いの場を仲介する
- ③ 出会いイベント情報の提供
- ④ その他出会いの場の創出から成婚までの一連の支援すべての取り組み

●婚活マスター認定までの流れ

- ① 婚活マスター養成講座申込
- ② 婚活マスター養成講座受講
- ③ 申請書・誓約書提出
- ④ 書類審査
- ⑤ 婚活マスター認定

【婚活マスター養成講座開催】

●日時：①10月30日(金)

②11月1日(日)

※両日とも午後1時30分～4時(同じ内容。いずれかを受講)

●内容：支援者としての知識・スキル向上研修

●場所：市役所本庁舎1階 102・103会議室

●費用：無料

●講師：婚活コンサルタント 澤口 珠子氏



●持ち物：筆記用具

※申請書および誓約書を提出される方は印鑑もご持参ください。また、身分証明書の写真撮影も行います。

●申込方法：参加希望の方は左記へ電話で申し込み。

問 政策推進課 本6階
TEL (23) 8715

10月19日～25日は行政相談週間です

総務省では、10月19日(月)～25日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、関連事業として、大田原市担当の行政相談委員が大田原市産業文化祭の会場に相談窓口を開設し

ます。お気軽にご相談ください。

●日時：11月7日(土)・8日(日)

●場所：県北体育館 ※毎月の行政相談開設日時については生活力レンダーをご覧ください。

●行政相談についての問い合わせ

問 総務省栃木行政監視行政相談センター
TEL 028(634)4680

問 情報政策課 本6階
TEL (23) 8700

広報おおたわら有料広告募集

1号広告・2号広告

- 掲載枠…縦45mm×横90mm・縦45mm×横180mm
 - 費用…15,000円・30,000円
 - 掲載ページ…広報おおたわら「お知らせ」の最下段
 - 発行回数…毎月1日発行
 - 発行部数…21,500部
 - 申込方法…所定の用紙に必要事項を記入の上、要領に定められた書類を添えて下記まで申し込み。
- 問 情報政策課 本6階 TEL (23) 8700

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

「おしゃべりタイム」に参加
しませんか

独身男女が気軽にお話しできる「おしゃべりタイム」を毎月開催しています。
婚活に関する悩みがあれば、市が認定する婚活マスターに相談することもできます。ぜひ参加ください。

●日時

10月24日(土)、11月20日(金)、
12月18日(金)、1月23日(土)、
2月26日(金)、3月26日(金)

午後6時30分～8時30分

●場所：生涯学習センター研修室D

●対象：結婚を希望している
独身男女、またはその家族

●費用：無料
※申込不要。直接会場にお越しください。

※新型コロナウイルス感染症
拡大により中止する場合があります。
※当日は、マスクをご着用
ください。体調の優れない
方のご参加はご遠慮くださ
い。

問 政策推進課 本6階
TEL (23) 8715

10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合は、国土利用計画法に基づき届出が必要です。

●市で届出の必要な面積

▼都市計画区域内
5000㎡以上
▼都市計画区域外
10000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

●届出の必要な取引：売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

●届出者：権利取得者(土地売買の場合は買主)

●届出期限：契約日から2週間以内(契約日を含む)

●届出書類：土地売買等届出書1部

問 都市計画課 本5階
TEL (23) 8711

地価調査価格の閲覧

国土利用計画法に基づき令和2年地価調査価格(令和2年7月1日時点)は次の場所で閲覧できます。

- ・都市計画課(本庁舎)
- ・湯津上支所
- ・黒羽支所
- ・市ホームページ

問 都市計画課 本5階
TEL (23) 8711

文化・教養



黒羽芭蕉の館 臨時休館

ご迷惑をおかけしますが、黒羽芭蕉の館収蔵資料のくん蒸作業のため、10月20日(土)は臨時休館となります。

問 黒羽芭蕉の館
TEL (54) 4151

住宅建築など工事を行う際
には事前に埋蔵文化財包蔵
地の有無を確認ください

■埋蔵文化財包蔵地内で工事を
をする場合には着工60日前
までに届け出が必要です

埋蔵文化財包蔵地内で住宅建築などによる工事や土地の掘削などを行う場合には、文化財保護法による届け出を着工予定の60日前までに市教育委員会に行う必要があります。

届け出後に、栃木県教育委員会からの指導事項をお伝えしますが、ある程度時間がかかります。場合によっては、土地の一部を掘り起こす確認調査や発掘調査が必要になることがありますので、工事などの計画の早い段階で、市教育委員会にご相談ください。

これまで埋蔵文化財の包蔵地でなかったとしても、その後、周辺の調査で遺跡が発見されたりして包蔵地の範囲が変更になっている場合もありますので、必ず確認をお願いします。

■包蔵地の有無の確認方法

下記へ来庁されるか、またはFAX・電子メールでお問

い合わせください。また、工事予定地の地番や位置がわかる図面などをご用意ください。

お問い合わせの土地を正確に把握するために、電話による照会を受け付けていませんので、ご了承ください。

■包蔵地における工事の届出

文化財保護法による届出の様式は、栃木県教育委員会事務局文化財課のホームページ「とちぎの文化財 埋蔵文化財包蔵地の取り扱いと手続き」のページからダウンロードできますので、ご確認ください。

■工事中に遺跡を発見した場合

埋蔵文化財の包蔵地になっていなくても、地中に遺跡が埋まっていることがあります。工事中に遺跡を発見した場合は、現状を変えることなく工事を中断し、速やかに左記へご連絡ください。

問 文化振興課 本4階
TEL (23) 3135
FAX (23) 3138
bunka@city.ohatawara.tochigi.jp